

愛知県消費者行政推進計画～平成 26 年度進捗状況（概要）～

目標 1 消費者被害の救済・未然防止の強化

- 消費生活相談員の体制を強化するとともに、専門知識の向上を図る。
- 潜在的な消費者被害を発見し、相談窓口へ誘導するなどの積極的な対策に取り組む。
- 不当な取引行為や不適正な広告表示などを繰り返す悪質事業者に対しては、迅速な指導や厳正な処分、また、近隣県と連携した取組などの対策を講じ、被害の防止に努める

【平成 26 年度の取組実績】

◆県の消費生活相談体制の強化

- ・各相談窓口における相談員の適正配置を確保するため、中央県民生活プラザを 1 名増員し、豊田加茂及び東三河県民生活プラザを各 1 名減員 月額相談員総数 25 名

◆市町村の相談体制強化に向けた支援

- ・市町村に対し消費生活センターの設置を働きかけ
消費生活センター設置見込み 8 市（平成 26 年度）→45 市町（平成 30 年度見込）
- ・市町村直接支援事業の実施（県の消費生活相談員による市町村相談員の巡回指導等）86 回
- ・多重債務相談員研修の実施 年 2 回（4 日間） 計 127 名参加

◆被害防止のための関係機関との連携

- ・消費者被害の早期発見と相談窓口への誘導を行う「消費生活相談サポーター」907 名に対し、ウェブサイト、メールによる情報提供や啓発資材、自主学习教材の提供による活動支援を実施

◆被害の防止に向けた事業者指導等

- ・条例に基づく事業者名の公表 1 件
- ・農林水産部、農林水産省東海農政局と広告表示について合同調査を実施

◆悪質事業者に対する厳正な処分

- ・3 事業者に対し業務停止命令処分を実施

◆近隣県との広域連携による悪質事業者対策

- ・東海 4 県、名古屋市で合同指導を実施 4 件

【5 年間の主な取組】

消費者被害の迅速な救済と未然防止を図るため、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化を図った。具体的には県の消費生活相談員を増員するとともに、資質向上のための研修実施・参加支援を行った。

市町村の体制強化に向けた支援として、地方消費者行政活性化基金を活用した窓口開設を働きかけ、平成 24 年度からは全市町村に消費生活相談窓口が設置された。

目標 2 主体性のある消費者の育成

- 主体性のある消費者を育成するため、消費者教育の充実を図るとともに、多様な情報提供を行っていく。
- 消費生活と密接な関係にある環境問題については、温室効果ガス排出量削減やごみ減量化への対策、環境学習の推進等に取り組み、持続可能な社会の構築を目指す。

【平成26年度の取組実績】

◆消費者教育の推進

- ・消費者教育モデル校の成果を活用し、効果的で実践的な消費者教育の研究を深めるため、研究校を選定 3校（岡崎北高等学校、半田商業高等学校、豊橋商業高等学校）
- ・消費者教育用ビデオ・DVDを学校等に貸出し 174本
- ・高齢者向け、若者向け消費生活講座、消費者市民講座の実施
計35回 参加者数 5,791人

◆消費生活に関する多様な情報発信

- ・「消費生活情報—あいち暮らしWEB」、広報テレビ番組、FMラジオ番組による情報発信
- ・「愛知県介護サービス情報公表システム」において事業所の選択に必要な情報を提供
アクセス数 174,825件

◆消費者被害の拡大防止及び未然防止のための啓発

- ・消費生活情報紙「あいち暮らしっく」 高齢者向け特集号の発行 120,000部
若者向け特集号の発行 WEB配信

◆消費者団体等の活動促進

- ・消費者団体と連携した街頭キャンペーンの実施 6回

◆環境問題への対応

- ・「エコモビリティライフ」推進表彰の実施 2団体表彰、
「エコモビリティライフ県民のつどい2014」の開催 参加者数 約200名
- ・体験型の環境学習講座の開催 35回
- ・ストップ温暖化教室の実施 小学校高学年向け 参加者数2,403名
小学校中学年向け 参加者数3,487名
- ・県内各地の小中学校から募集した水質パトロール隊による調査活動の実施 参加者1,081名

【5年間の主な取組】

消費生活に関する必要な知識を身に付け、それぞれの価値観に基づいて、自主的かつ合理的な選択を行うことのできる主体性のある消費者を育成するため、学校教育と連携して消費者教育教材の作成や、授業における消費者教育導入に向けた支援を行った。

また、従来の消費生活情報サイトをリニューアルして新たに「あいち暮らしWEB」を開設し、学習教材の充実を図るとともに、被害に遭いやすい高齢者や若者向けの消費生活講座や各種メディアを利用した啓発活動を展開した。

目標 3 消費生活の安全・安心の確保

- 商品・サービスによる危害を防止するとともに、規格・表示等の適正化を図って、消費者の安全確保と適正な選択が可能な基盤の整備を図る。
- 特に、消費者の関心が高い食の安全・安心の確保については、生産、加工、流通・販売段階における安全管理体制を総合的に推進する。
- 商品・サービスに関して消費者の意見・要望を把握するとともに、その意見・要望等を事業者団体や行政機関に提供し、事業活動や施策へ反映されるよう努める。

【平成26年度の取組実績】

◆食の安全・安心の確保

◎食に関する総合的な安全対策の推進

- ・食品の安全確保のため食品製造施設、大量調理施設への HACCP の導入推進

HACCP 導入 5 施設、HACCP 導入研修 17 施設、HACCP 実地研修 5 施設×1 回

- ・農産物の安全確保のため、産地への G A P 手法の導入推進 導入組織・法人等数 140

◎監視・指導、検査体制の充実

- ・衛生研究所に整備したゲルマニウム半導体検出器を用いて、食品中の放射性物質の検査の実施
検査件数 100 件

- ・と畜検査及び牛海綿状脳症（B S E）スクリーニング検査の実施

検査頭数 牛2,252頭 馬2頭 豚27,645頭 B S E検査386頭 検査率100%

- ・配合飼料承認工場9か所全てに立入検査 栄養性検査、表示検査等を18件実施

◎食品表示の適正化等

- ・J A S法による食品表示遵守状況調査を実施

小売業者 803店舗 食品製造業者 50店舗

◎食に関する情報提供

- ・食生活改善推進の指導者研修の実施 5日間 157名

- ・食育推進ボランティアの登録数 1,041名、あいち食育いきいきミーティング開催 2回

- ・「あいちの農林水産フェア」の開催 入場者数 31,394人

- ・子どもたちに、食に関する正しい知識と選択する能力を習得させるため、小中学校・特別支援学校に栄養教諭を新たに62名配置（計258名）

◆商品・サービスの安全確保

- ・液化石油ガス販売所、保安機関事業所への立入検査の実施 計258販売所及び258事業所

- ・家庭用品試買検査の実施 計3回 検体数100検体（6保健所）

- ・貸金業者に対する立入検査の実施 76件

- ・消費生活用製品安全法の対象となる特定製品の販売事業者、特定保守製品取引業者に対し立入検査を実施 延べ45件（実数35件）

- ・旅行業者等への立入検査の実施 計20件

- ・宅地建物取引業者に対する立入検査の実施 169件

◆規格・計量・表示の適正化

- ・計量器等の立入検査の実施 153,488件
中元期・年末年始期等に商品量目立入検査の実施 2,093個

◆生活関連物資等の安定供給

- ・消費生活モニターによる価格の観察・通報 28件

◆消費生活における情報の収集

- ・消費生活モニターに消費生活に関するアンケートを実施 2回

◆情報収集に基づく事業活動等への反映

- ・消費者・事業者懇談会を開催 2回

【5年間の主な取組】

食の安全・安心の確保のために、生産・加工、流通・販売段階における監視・指導、検査体制の充実を図るとともに、食育や地産地消を推進するなど、食に関する様々な情報提供を行った。また、消費生活モニターから危険と思われる商品や不当な表示等に関する情報を収集し、県の関係部局へ情報提供を行い必要な指導を行った。

その他、商品・サービスの安全性を確保するため、各種法令等に基づく関係事業者への監視・指導や商品に対する検査を実施している。

平成22年3月に策定（平成24年12月に一部改定）した愛知県消費者行政推進計画は、平成22年度からの5年間を計画期間として、「消費者被害の救済・未然防止の強化」、「主体性のある消費者の育成」、「消費生活の安全・安心の確保」の3つの目標のもとに、92の個別施策を推進してきました。

特に、消費生活相談員の増員や市町村の相談窓口開設の促進などの11施策については、計画期間の前半に集中的に取り組む重要な施策と位置づけ、積極的な推進を図ってきました。

各施策は庁内各部局の広範にわたっていますが、計画期間をとおして、概ね目標どおり事業が実施されました。

平成27年度からは、新たに策定した「あいち消費者安心プラン2019（第二次愛知県消費者行政推進計画）」に基づき、愛知県消費生活総合センターの設置、地域において高齢者等を消費者被害から守る仕組みづくり、消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進など、110の施策を実施していきます。